

高齢者・障害者向け住宅整備助成事業の概要

高齢者または障がい者の方が、住み慣れた住宅で安心した生活を送り、介護者の負担を軽減できる住環境の整備を目的として、自らの身体状況に合わせた住宅に改造する費用の一部を助成します。

なお、本補助事業は、介護保険制度の住宅改修または重度心身障害者日常生活用具給付等事業の住宅改修と併用することができます。

1 対象者

前年の世帯全体の収入が600万円未満であって、市税等の滞納がなく、下記のいずれかに該当する方
(※注：収入は、給与・年金から社会保険料等を引かれる前の額となります。)

- ・ おおむね65歳以上で介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方
- ・ 身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方
- ・ 療育手帳Aの交付を受けた方

※ ただし、過去に本補助金の交付を受けた世帯は対象となりません。(1世帯あたり1回のみ)

2 対象となる工事

対象者またはその親族が所有し、対象者が居住する既存の住宅に対して行う、下記に該当する改修工事
(※注：改修工事の内容は、介護保険の住宅改修に準じます。)

※ ただし、全面的な建て替え工事及び新築・増築や老朽化に伴う修繕工事は対象となりません。

- ・ 居室、廊下、トイレ、浴室、玄関の改造
- ・ 段差解消機及び階段昇降機の設置
- ・ ホームエレベーターの設置

3 補助金の額

補助の対象となる経費と補助基準額を比較して低い方の額に、世帯区分に応じた補助率を乗じた額(1,000円未満切り捨て)となります。

対象者	補助基準額	世帯区分 及び 補助率・補助上限額		
		生活保護世帯 (10/10)	所得税非課税世帯 (3/4)	その他世帯 (1/2)
要支援・要介護認定者 (おおむね65歳以上)	300,000円	300,000円	225,000円	150,000円
身体障害者1・2級、療育手帳A	500,000円	500,000円	375,000円	250,000円
うち 重度心身障害者日常生活用具給付等 事業の住宅改修の給付対象者	300,000円	300,000円	225,000円	150,000円

【注意事項①】

本補助金の利用にあたっては、他制度との優先順位がありますのでご注意ください。

(優先順)

- ① 介護保険制度の住宅改修
- ② 重度心身障害者日常生活用具給付等事業の住宅改修
- ③ 高齢者・障害者向け住宅整備助成事業(本事業)

併用ができる制度は、下記のとおり

① 介護保険 + ③ 本事業

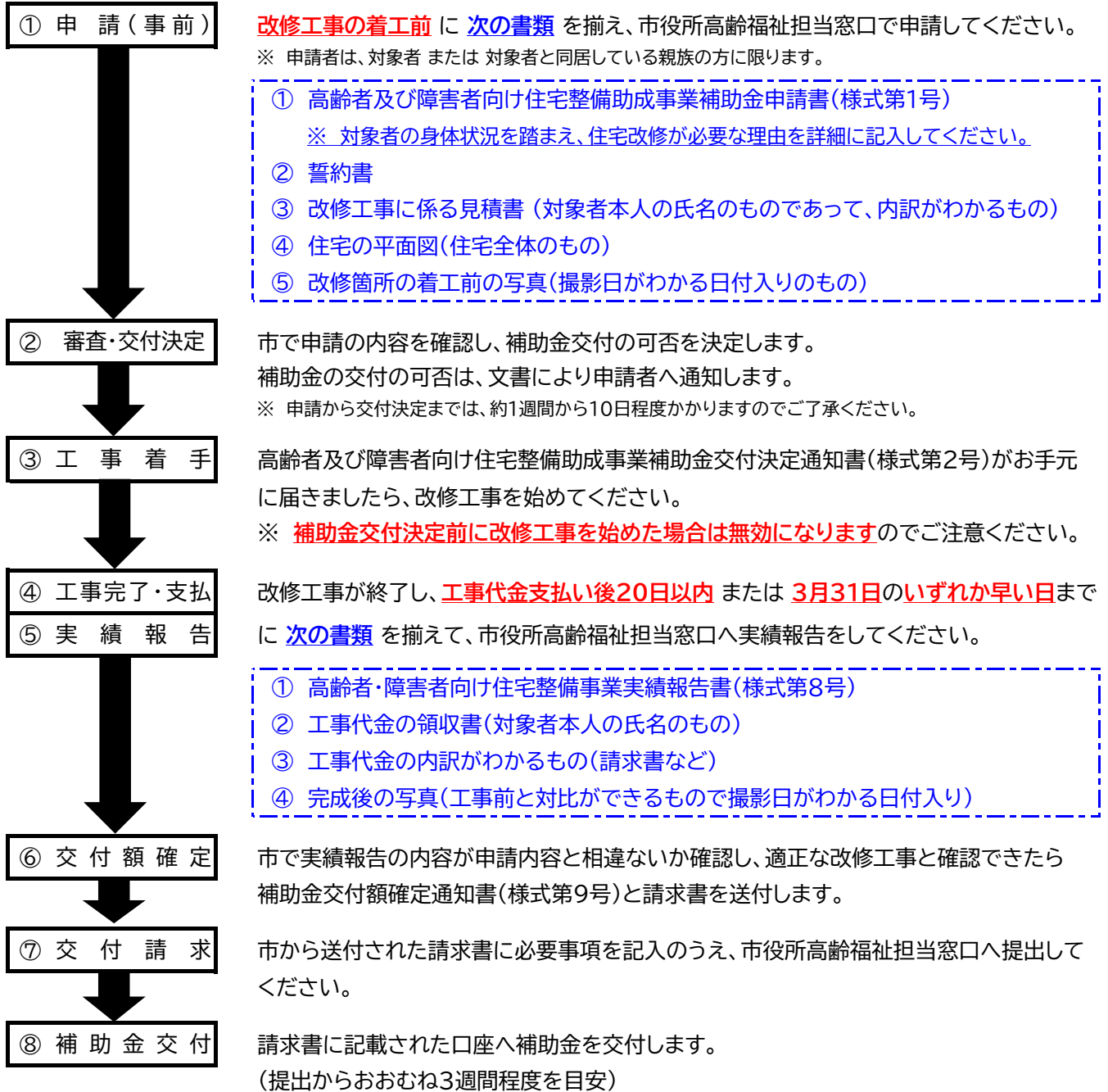
または

② 重度心身障害者 + ③ 本事業

【手続きの流れは裏面をご確認ください】

【2026.04版】

4 手続きの流れ



【注意事項②】

- ・ 申請後、対象者本人の状態が変わった場合は、改修工事の進捗状況に関わらず必ず市役所高齢福祉担当窓口へご連絡ください。(例：医療機関や施設へ入院・入所、障がいの程度 または 介護状態の悪化など)
※ **連絡がなく工事を進めた場合、補助金の交付ができない場合があります。**
- ・ 医療機関や施設へ入院・入所中の場合、退院・退所後の支給となります。
※ **退院・退所できない場合は支給できません。**
- ・ 補助金交付の審査のため、改修箇所の現地確認をさせていただくことがあります。
- ・ 補助金交付申請にあたり、不正または虚偽の報告などがあった場合は、決定の取り消しをします。

【お問い合わせ先】

佐渡市役所 社会福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係

電話 0259-63-3790